

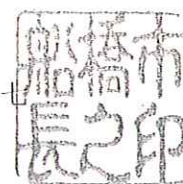
# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏 名 高嶺清掃 株式会社  
代表取締役 關川 泰子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

船橋市長 藤代 孝



許可の年月日 平成17年 7 月 25 日

許可の有効期限 平成22年 7 月 24 日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥、イ 廃酸、ウ 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除くものに限る）、エ 紙くず、オ 木くず、カ ゴムくず、キ 金属くず（自動車等破砕物を除くものに限る）、ク ガラスくず、コ ンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除くものに限る）、ケ がれき類

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成2年7月25日	更新許可（千葉県知事）
平成14年10月4日	変更許可（2品目の追加）（千葉県知事）
平成17年7月22日	変更届（車両の変更、役員の変更）
平成17年7月25日	更新許可
平成17年9月2日	変更許可（2品目の追加）

## 4. 規則第9条の2第4項の規定による許可証の提出の有無

存・無

以下余白